

令和3年12月

お客様各位

山梨県民信用組合

事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の 積極的な活用について

当組合は、従来、ご融資の際にご提供いただく個人保証については、ご契約時に、保証に関するご意思を慎重に確認させていただいておりました。

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会と日本商工会議所が事務局）が策定・公表した事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則を踏まえ、当組合は、事業承継時の経営者保証の取扱いについては、原則として前経営者さま、後継者さまの双方から二重には保証を求めないことといたします。

また、当組合は、後継者さまとの保証契約に当たっては経営者保証が事業承継の阻害要因となり得る点を十分に考慮し保証の必要性を慎重かつ柔軟に判断することとし、前経営者さまとの保証契約については、前経営者さまがいわゆる第三者となる可能性があることを踏まえて保証解除に向けて適切に見直しを行ってまいります。

本件に関するご相談は、当組合本店、各営業店及び総合相談センターのご相談窓口でお受けしております。

また、本件に関する苦情相談につきましては、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

■フリーダイヤル

 0120-305-338

■受付時間

平日:9:00 ～ 17:00

本特則の詳細については、以下をご参照ください。

[「経営者保証に関するガイドライン」の特則](#)

以 上